

「恵庭市暴力団排除条例」の策定に向けた提言書（案）

平成 26 年 月

恵庭市安全で安心なまちづくり実行委員会

平成26年 月 日

恵庭市長 原 田 裕 様

恵庭市安全で安心なまちづくり実行委員会  
会 長 原 田 裕

平成23年10月の時点において、全国47の全ての都道府県において暴力団排除条例が施行され、全国的に暴力団排除の機運が高まっている中、恵庭市安全で安心なまちづくり実行委員会では（仮称）暴力団排除条例制定検討専門部会を設置し、殺人などの凶悪犯罪のほか、覚せい剤の密売、振り込め詐欺などのさまざまな犯罪を引き起こし、また、近年ではその組織実態を隠蔽しながら、建設業、金融業等各種事業に介入し、多額の資金を得て、組織を拡大し、地域社会の大きな脅威となっている暴力団を恵庭市から排除するための対策について、検討を行ってまいりました。

部会では、特に道内でほとんどの自治体が暴力団排除条例を制定している状況を踏まえ、恵庭市における条例制定の必要性、条例で規定すべき事項及び条例制定後の運用の在り方及び条文の内容について協議を重ねた結果、恵庭市安全で安心なまちづくり実行委員会として次のとおり提言を行うものです。

この提言の趣旨が「（仮称）恵庭市暴力団排除条例」に反映され、条例の施行により、恵庭市が暴力団の脅威のない安全で安心な市民生活の確保と事業活動の健全な発展を目指すことを望みます。

## 記

### 1 条例制定の必要性について

暴力団は、その身分を隠しながら、市民生活に深く侵入し、犯罪行為や、社会経済状況の変化に伴い、近年では暴力団の威力を背景として、関係企業に事業活動を行わせ、あるいは、自ら事業を営むことにより、巧妙に資金を獲得し、市民や事業者に大きな脅威を与えています。安全で安心な市民生活を確保し、かつ地域経済の健全な発展のために地域社会全体で暴力団を排除することが求められており、平成23年4月には「北海道暴力団の排除の推進に関する条例」が施行されています。

道条例では、道の公共事業等から暴力団を排除したり、道の公の施設が暴力団の活動に利用させないようにしたりすることが規定されていますが、恵庭市の事務事業や公共施設に対しては、その効力が及ばないことから、これを補完し、また、事業者や市民が暴力団との関係を断ち切るために、市の条例の制定が必要であると考えます。この条例の施行により、従来の「警察対暴力団」から「社会対暴力団」への転換を実現するための引き金になることを期待します。

## 2 条例で規定すべき事項について

暴力団排除条例は、暴力団に利益を供与してその活動を支える事業者に対しても規制を加えるものであり、暴力団が活動する仕組みそのものを断ち切っていくとするものです。

すなわち、これまでは暴対法等の各種法令によって、暴力団を直接取り締まってきましたが、併せて暴力団排除条例により暴力団が活動する仕組み、環境を改善することによって、暴力団に流れる資金等を断ち切って、組織を衰退させることが条例の狙いであります。そのため、暴力団排除条例では、市の役割、市民の役割及び禁止事項並びに事業者の役割等を定め、それぞれが連携・協力して暴力団との関係を断ち切るなど、地域社会全体で暴力団排除活動を推進することを規定することが必要です。

## 3 条例制定後の運用の在り方について

市民全体の意識を変えるための啓発が重要であるため、暴力団の排除に対する理解を深め、暴力団の排除に取り組む気運を高めるため、広報その他の必要な啓発活動を行うことが必要です。

## 4 (仮称) 恵庭市暴力団排除条例(素案)の概要・・・別紙

## 条例（素案）の概要

### 目的（第1条）

- ・暴力団の排除に関し、基本理念を定めます。
- ・市、市民及び事業者の役割を明らかにします。
- ・暴力団の排除に関する施策を定めます。

これらによって、暴力団の排除を推進し、市民の安全で平穏な生活の確保と地域経済活動の健全な発展を目指します。

### 定義（第2条）

#### 暴力団とは

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいいます。

●法第2条第2号では「その団体の構成員が集团的又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体」と定義しています。

#### 暴力団員とは

法第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。

●法第2条第6号では「暴力団の構成員」と定義しています。

#### 暴力団関係事業者とは

暴力団員が実質的に経営を支配する事業所、その他暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者

#### 暴力団の排除とは

市民の生活及び事業活動に対する暴力団の介入を防止し、並びに市民の生活及び事業活動に生じた暴力団による不当な影響を排除することをいいます。

### 基本理念（第3条）

- ・暴力団を恐れないこと、暴力団に対して資金を提供しないこと、暴力団を利用しないこと、を基本とします。
- ・市、市民、事業者、他の地方公共団体その他関係する機関及び団体が相互に連携及び協力して、社会全体で暴力団を排除することとします。

#### 市の役割（第4条）

市は、基本理念にのっとり、関係する機関や団体と連携を図り、暴力団の排除に関する施策を実施するものとします。

#### 市民の役割（第5条）

市民は、基本理念にのっとり、暴力団の排除の排除に対する理解を深め、自らこれに努めるとともに、市が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するよう努めるものとします。

#### 事業者の役割（第6条）

事業者は、基本理念にのっとり、暴力団を利することとならないよう、暴力団の排除に積極的に取り組むとともに、市が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するものとします。

#### 公共事業等に係る措置（第7条）

市は、市が発注する建設工事その他の市の事務又は事業の執行により暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することのないよう、暴力団員又は暴力団関係事業者について、市が実施する入札に参加させない等の必要な措置を講じるものとします。

また、公共事業等に係る契約の相手方に対し、下請契約その他の当該公共事業に関連する契約の相手方から暴力団員又は暴力団関係事業者を排除するために必要な措置を講ずるよう求めるものとします。

また、公共事業等に係る契約の相手方又は下請契約等の相手方が業務の遂行に当たって暴力団員若しくは暴力団関係事業者から不当要求を受けたとき又は不当要求を受けたことを知ったときは、市への報告や警察に通報するなどの必要な協力を行うよう義務付けるものとします。

さらに、公共事業等に係る契約の相手方が前項の規定に定める義務に違反したときは、当該契約の相手方について当該契約を解除する等の必要な措置を講ずるものとします。

- 「市が実施する入札に参加させない等の必要な措置」とは、公共事業等の相手方が暴力団又は暴力団関係団体事業者でないことを確認し、これらの者であった場合には入札に参加させないほか、契約後に暴力団又は暴力団関係団体事業者であることが判明した場合の契約解除の設定などが考えられます。
- 「暴力団関係事業者を排除するために必要な措置を講ずるよう求める」とは、市が契約する相手方に対し、その契約に関連するすべての契約について、暴力団関係事業者と契約を行わないよう求めることや、契約後にその相手方が暴力団関係団体事業者であることが判明した場合の契約解除の設定を求めることなどをいいます。

## 公の施設に係る措置（第8条）

市は、公の施設が暴力団の活動に利用されないようにするために必要な措置を講ずるものとします。

●「暴力団の活動に利用されないようにするために必要な措置」とは、公の施設の使用、利用又は占有が暴力団の活動に利用されると認められる場合、使用等の許可はしないものとします。

既に使用等の許可をしている場合においても、使用内容が暴力団の活動に利用されると認められる場合は、使用許可の取り消し又は使用の停止を求めることができるものとします。

### ●暴力団の活動とは

例えば、暴力団組長の襲名披露パーティーや暴力団主催による歌謡ショー、格闘技等のイベントなど資金源獲得活動の一環として行われる各種興業その他公序良俗に反する会議などがあげられます。

## 市民及び事業者に対する支援（第9条）

市は、市民及び事業者が暴力団のための活動に自主的に、相互に連携協力して取り組むことができるよう、市民及び事業者に対し、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとします

●支援の具体例としては、暴力団に関する相談等があった場合、内容に応じて、警察の相談窓口の紹介や、北海道暴力追放センターや無料法律相談を活用することなどを助言します。

## 青少年の育成に対する支援（第10条）

市は、青少年が暴力団に加入せず、暴力団員による犯罪の被害を受けないようにするための指導、助言その他必要な措置が適切に行われるよう、青少年の育成に携わるものに対し必要な支援を行うものとします。

## 啓発活動（第11条）

市は、市民及び事業者の暴力団の排除に対する理解を深め、暴力団の排除に関する活動に取り組む気運を醸成するため、広報その他の必要な啓発活動を行うものとします。

### 威力利用の禁止（第12条）

市民は、債権の回収、紛争の解決等に関し、暴力団員等を利用し、又は自己が暴力団と関係があることを認識させて相手方を威圧することその他暴力団の威力の利用をしてはならないこととします。

### 利益供与の禁止（第13条）

市民は、暴力団の威力を利用し、又は暴力団の活動若しくは運営に協力する目的で、暴力団員又は暴力団員等が指定した者に対して金品その他の財産上の利益の供与をしてはならないこととします。

●市民が暴力団の威力利用や利益供与をした場合、その違反者については「罰則」は設けないこととします。

これは、道条例において、事業者に対し、同様の禁止行為の規定を設けていますが、その違反に対する罰則までは設けておらず、恵庭市民に対してだけ罰則を設けることは望ましくありません。また、違反に対して、その事実を確認することが必要となりますが、警察組織を持たない市がそのような確認を行うことは現実的に困難であるためです。

### 個人情報の収集及び提供（第14条）

市は、この条例に基づき暴力団の排除を図ることを目的として、必要かつ最小限の範囲内で個人情報（氏名や住所、生年月日等）を収集することができることとします。

市では、条例に基づき暴力団の排除を図るために必要があると認めるときは、その収集した個人情報を警察その他関係機関に提供し、暴力団や暴力団員、暴力団関係事業者であるかどうかの確認をすることができるものとします。

### 施行時期

条例の施行時期は、平成27年4月1日を予定しています。